

2 森林・林業施策の概要

(1) 森林の現況

ア 森林の面積・蓄積

本県の森林面積は119,779ha（平成28年度末）で県土面積の32%を占めています。所有形態別に見ると、国有林が10%、民有林（県有林、市町村有林、私有林等）が90%となっています。また、これらの森林に蓄えられた立木の材積は3,460万m³（平成28年度末）となっています。

山地や丘陵はスギやヒノキの成長に適しており、植林が盛んに進められた結果、民有林における人工林の割合は53%で全国平均46%を上回っています。これらの人工林の約8割が木材として利用可能な林齢に達している一方、木材価格の低迷などにより伐採される人工林が少なく、再造林される面積が極端に少ない「森林の高齢少子化」が進んでいます。

森林は高齢になると二酸化炭素の吸収能力が低下します。

また、森林の40%に当たる48,034ha（令和元年度末）が、水源のかん養、土砂の流出の防備などの機能をより高度に発揮すべき森林として保安林に指定されています。

森林を育て健全に維持していくため、間伐を中心とした森林整備を令和元年度には1,947ha実施しました。間伐については、従来の切り捨て間伐から搬出間伐の割合が高まり、木材生産の一翼を担っています。

また、飛散するスギ花粉を減らすため、発生源対策を行ったスギ林は平成22年度末に2,800haであったものが、令和元年度末には6,688haに増加しました。

イ 地域ごとの状況

東京都や山梨県、長野県との県境に位置する県西部の奥地林には、シラビソ林やオオシラビソ林、コメツガ林など学術的に貴重な原生林が広がっています。

一方、奥地の人工林では、手入れの遅れ等により荒廃が危惧される人工林が見受けられるため、水源涵養機能などの森林の公益的機能を持続的に発揮できるよう、県や市町村などにより針葉樹と広葉樹が混じり合った針広混交林化が進められています。また、シカによる植栽木や下層植生の食害、クマによる剥皮被害が増加し、一部では林地の荒廃や枯損木の発生が見られます。

県西部から県北部にかけての山地や丘陵地では広く人工林が分布し、間伐な

どの林業の施業が行われています。しかし、材価の低迷などから森林所有者の林業への関心は低下し、ほとんど皆伐は行われていない状況です。また、シカによる被害が山地林や丘陵地まで拡大しています。

里山地域の森林やコナラ、クヌギなど武蔵野の雑木林として親しまれてきた平地林は、かつては燃料（薪炭）やたい肥の原料供給の場として利用され、手入れが行き届いていました。しかし、現在はこれらの利用が少なくなり、竹林の拡大やササの繁茂が見られるなど手入れの行き届かないものや他用途へ転用されるものも多くなっています。

（2）林業の現況

ア 所有形態と担い手

私有林の所有規模は1ha以上を所有する林家の78%が5ha未満（平成27年）であるなど、小規模となっています。こうした中、森林所有者の森林への関心の低下や世代交代により、所有界が不明となる森林の増加が懸念されています。

また、林業従事者については、昭和60年には1,022人でしたが、平成22年には270人まで減少しました。しかし、緑の雇用制度の活用などにより人材の育成に努めた結果、平成27年は300人まで回復しました。

イ 生産基盤

森林の適切な管理や林業の生産性の向上を図る上で不可欠な森林管理道の整備を進めた結果、令和元年度末までに延べ889kmが開設されました。また、森林管理道に接続する作業道の開設を積極的に支援した結果、平成22年度末に198kmだった延長は令和元年度末までに656kmになりました。

複数の作業を実施でき、作業効率の高い高性能林業機械の導入を推進した結果、平成11年度末に7台であったものが令和元年度末には52台と大幅に増加しています。

また、境界を明確にして、一定範囲の森林をとりまとめ、作業道の開設や森林整備が効率的に行えるようにした施業の集約化・団地化を推進し、令和元年度末までに16,887haの森林が集約化・団地化されました。

ウ 木材

国産木材の価格は昭和50年代半ば以降、低価格な輸入木材の増加等の影響を受けて長期にわたって低迷しており、林業の採算性は低位で推移しています。しかし、近年は輸入木材と国産木材の価格は拮抗し国産材の需要が高まっているため、木材自給率は平成23年から9年間連続で上昇し令和元年には37.8%に回復しています。

県産木材の供給量（素材生産量）は、平成10年度には31,000m³まで低下していましたが、林業の機械化や路網の整備を進めた結果、令和元年度には97,000m³まで増加しました。

（3）森林・林業施策

本県の森林・林業施策については、「埼玉農林業・農山村振興ビジョン」にその方向性を定めています。ここでは、平成28年度から令和2年度までの5年間について定めたビジョンから、その取組の展開方向について一部抜粋します。

ア 森林の循環利用を推進する

「伐って・使って、植えて、育てる」森林の循環利用の実現に向け、森の若返りの推進、林業生産性の向上、林業生産を支える担い手の育成を図ります。

（ア）森の若返りの推進

県内的人工林のうち約8割が木材として利用可能な時期を迎えていたため、皆伐による木材生産とその跡地への確実な再造林を促進します。

a 皆伐・再造林システムの確立・普及

伐採し、その跡地への植栽から保育までを確実に実施するシステムを確立・普及することにより、皆伐・再造林による森林の循環利用を進め、森の若返りを図ります。

b 優良・少花粉苗木生産体制の確立

再造林に必要な苗木を確保するため、成長や形質に優れ、花粉の発生量が通常の品種に比べ1%以下のスギやヒノキの優良・少花粉品種の導入を

推進します。

(イ) 林業生産性の向上

林業生産性の向上を図るため、施業の集約化・団地化を進めるとともに、路網の整備と高性能林業機械の導入により木材生産コストの低減を図ります。

a 施業の集約化・団地化の促進

効率的な森林整備や木材生産のため、森林所有者に対し、森林整備・木材販売の内容や収支見込などを提案することにより、森林所有者の経営意欲を喚起し、施業の集約化・団地化を促進します。

b 森林管理道及び作業道の路網整備の促進

効率的な林業経営の確立のため、森林管理道の整備とあわせて作業道を延伸させ、有機的に結びついた林内路網の拡充を図ります。

また、災害に強い路網づくりを促進するとともに、山村の生活に重要な役割を果たしている森林管理道の安全性を確保するための維持管理を行います。

c 高性能林業機械システムの普及

高性能林業機械の導入による低コストな伐採・搬出システムを普及拡大し、林業生産性の向上を図ることにより、外国産木材と価格競争ができる効率的な木材生産体制の整備を促進します。

(ウ) 担い手の育成

林業事業体の育成と技術力の向上

森林の循環利用推進の中核となる担い手を確保するため、収益性の向上など経営改善に取り組む森林組合などの林業事業体を支援するとともに、低コストで採算の合う林業を実践できる優れた人材を育成します。

イ 県産木材の利用を促進する

県産木材の利用を促進するため、木材需要の多くを占める住宅分野での利用拡大やP R効果の高い公共施設等の木造化・木質化を推進するとともに、林地残材などの木質バイオマスの利活用を促進します。

また、こうした県産木材の利用拡大を支える安定的な供給体制の整備を促進します。

(ア) 安定的な供給体制の整備

需要に応じた質の高い製品を安定的に供給するため、県産木材の生産・流通・加工体制の整備を促進します。

また、付加価値の高い製品を生み出す木材産業を支援します。

a 需要者のニーズに対応した生産・流通・加工体制の整備

県産木材の販路を拡大するため需要と供給のマッチングを図るとともに、消費者が「必要とする規格・品質の木材」を「必要な時」に「必要な量」を提供できる県産木材の供給体制をつくります。

b 付加価値の高い製品を生み出す木材産業の支援

県産木材の付加価値を高めるため、直交集成板（C L T）など新たな資材の活用を検討するなど、新たな県産木材製品の供給を促進します。

また、プレカットや高次加工等による生産体制整備を支援します。

(イ) 住宅での利用拡大

住宅での利用拡大

住宅における県産木材の利用を進めるため、県産木材を取り扱う工務店や建築士等を増やすとともに、木材を利用することが地球温暖化防止に貢献するなど、消費者に対し県産木材を使う意義等の浸透を図ります。また、これまで活用されてこなかった部材等の活用や、今後需要の増加が見込まれる中古住宅のリフォーム等への県産木材の活用を図ります。

(ウ) 公共施設等での利用拡大

公共施設等における木造化・木質化の推進

木材と接する機会を増やし、利用者に快適な空間を提供するとともに県産木材の良さをPRするため、人目に触れる機会の多い公共施設等の木造化・木質化を進めます。

(エ) 未利用木質資源の利用促進

未利用木質資源の利用促進

これまで利用されず放置されてきた曲り材や小径材及び製材端材を有効に活用するため、木材の形状に応じて有効利用する仕組みを構築するなど、一層の利活用を促進します。

ウ 森林を整備・保全する

水源涵養^{かん}、二酸化炭素の吸収、土砂災害の防止など県民生活を支える森林の様々な機能を持続的に発揮させるため、間伐、針広混交林化、獣害対策などを適切に実施し、100年先を見据えた多様で健全な森づくりを進めます。

(ア) 公益的機能を持続的に発揮できる森林の整備

森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、水源涵養^{かん}や二酸化炭素の吸収・貯蔵、生物多様性の保全など、それぞれの機能に応じた森づくりを進めます。

a 水源涵養機能の発揮^{かん}

清らかな水を安定的に供給するため、豊かな下層植生を維持し雨水等による森林土壤の表面浸食や土砂流出を防ぐことにより、水源涵養機能を持続的に発揮できる森づくりを推進します。

b 二酸化炭素の吸収・貯蔵機能の向上^{かん}

二酸化炭素を吸収し、炭素を貯蔵する機能を持続的に発揮させるため、森林を適正な状態に維持するとともに、炭素を長期間貯蔵し続けることができる木材の利用を促進します。これらの取組を通じて国の地球温暖化防止対策に貢献します。

c 生物多様性の保全と快適な環境の形成

生物多様性を保全するため、原生的な森林を保全するとともに、多様な生物が生息できる環境に配慮した森林の整備・保全を推進します。

また、快適な生活環境を形成・維持するため、都市及び近郊の森林を良好な状態に維持します。

(イ) 森林保全対策の推進

県民の生命や財産を保全するとともに、森林の荒廃を防ぐため、山地災害防止・復旧対策や病虫獣害対策を推進します。

a 山地災害防止及び復旧対策の推進

山地に起因する土砂災害等から県民の生命や財産を保全し、安心・安全な生活環境を確保します。

b 病虫獣害対策の推進

森林の持つ公益的機能を維持・回復させるため、食害等のおそれのある森林に獣害防止対策を実施するとともに、森林病害虫の発生状況を調査して被害拡大を防止します。

c 試験研究の推進

森林・林業における様々な課題に技術面での確に対応するため、試験研究の重点化や長期的な視点に立った研究を効果的に行うとともに、研究成果の普及を図ります。

エ 県民の農林業・農山村を大切にする意識を醸成する

農林業・農山村の重要性を理解してもらうため、グリーン・ツーリズムや市民農園での活動、花育、木育といった体験・学習・交流など、県民が農林業・農山村に触れ合う機会をつくります。また、健全な森林を次世代に引き継ぐため、社会全体で森林を守る気運を醸成して、県民参加による森づくりを促進します。

(ア) 体験・学習・交流機会の充実

a 農林公園、森林ふれあい施設等の利用促進

多くの県民が楽しみながら農林業や森林などについて学ぶ機会を提供するため、健康増進にも役立つ魅力ある体験学習やイベントを企画するとともに広報を工夫し、利用促進を図ります。

b 森林環境教育及び木育の推進

森林が持つ多面的機能や、森林整備、木材利用の必要性等の理解を深めるため、森林環境教育の場の充実や木育の機会の創出を図ります。

c 県民参加の森づくりの推進

健全な森林を次世代に引き継ぐため、社会全体で森林を守る気運を醸成して、県民参加による森づくりを推進します。